

# 仕 様 書

## 1 修繕件名

宮崎県立農業大学校・農業総合研修センター火災等複合受信機及び非常用放送設備更新修繕業務

## 2 修繕施設の場所

宮崎県立農業大学校・農業総合研修センター

宮崎県児湯郡高鍋町大字持田 5 7 3 3

## 3 修繕の内容

管理棟職員室、管理棟警備員室、学生寮舎監室及び農業総合研修センターの火災等複合受信機・非常用放送設備の取替修繕

## 4 数量等

別紙 1 のとおり

## 5 平面図

別紙 2 のとおり

## 6 系統図

別紙 3 のとおり

## 7 既設機器概要

### (1)受信機

#### ア 管理棟職員室

複合受信機 P 型 1 級

自火報 25 回線 防排煙 5 回線 ガス 10 回線 警報 8 回線

#### イ 管理棟警備員室

副受信機 40 回線

#### ウ 学生寮舎監室

複合受信機 P 型 1 級

自火報 20 回線 防排煙 10 回線 ガス 5 回線 警報 8 回線

#### エ 農業総合研修センター

複合受信機 P 型 1 級

自火報 20 回線 防排煙 5 回線 火災代表（管理棟へ） 1 回線

## (2) 感知器

ア 農業大学校		
熱感知器	200	個
煙感知器	29	個
ガス検知器	9	個
イ 学生寮・食堂棟		
熱感知器	241	個
煙感知器	38	個
ガス検知器	2	個
ウ 農業総合研修センター		
熱感知器	93	個
煙感知器	23	個

## (3) 非常用放送設備

ア 学生寮舎監室	
ロングラック形非常用放送設備	WL-7500 他

## 8 修繕の条件

- (1) 修繕に係る一切のものを含めること。
- (2) 火災等複合受信機は既設感知器等との互換性を有するものを設置すること。  
これによりがたい場合は、受信機に合わせた感知器等に改造等を実施すること。
- (3) 火災等複合受信機は非常用放送設備と連動させること。
- (4) 非常用放送設備は、関係法令に対応した機器とすること。
- (5) 4の規格を満たす機器であることを、事前にカタログ等で提出し、発注者の承諾を得ること。
- (6) 修繕の日程等については事前に協議を行うものとする。
- (7) 修繕で出た産業廃棄物等は持ち帰り、法令を遵守して適正に処分をすること。
- (8) 各関係法規に従い諸官庁へ必要な届出を行うとともに、消防検査を受けること。

## 9 修繕の期限

令和7年3月14日

## 10 動作確認

機器の取替・配線完了後、正常に稼働することを確認するため、宮崎県立農業大学校の担当者立ち会いの下に動作確認を行うこと。

## 11 報告書

修繕完了後は、報告書に写真及び必要書類を添付して提出すること。

(必要書類)

- ・使用資材一覧、納入仕様書
- ・保証書
- ・取扱説明書
- ・試験成績書
- ・消防検査結果記録